

令和2年1月16日

事業所管理者 各位
施設管理者 各位

富山市保健所長 元井 勇
(公 印 省 略)

健康増進法の改正に基づく受動喫煙対策の実施について(ご案内)

日頃から、市の保健福祉行政の推進にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、2018年7月に健康増進法の一部改正に関する法律が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、2019年7月1日より病院や学校等が原則敷地内禁煙となりました。

さらに、2020年4月1日からは、その他多くの方が利用する全ての施設について、原則屋内禁煙となります。

つきましては、貴事業所・施設につきましても原則屋内禁煙の対象となりますので、同封のちらしをご確認いただき、受動喫煙対策へのご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、飲食店は、規模によって経過措置もありますので、裏面及び同封のちらしをご確認ください。

(担当)地域健康課健康係
(電話)(076)428-1153

受動喫煙対策に関する相談窓口

① 受動喫煙対策に係るコールセンター

主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

☎03-5539-0303 (受付時間：9時30分から18時15分(土日・祝日は除く))

② 受動喫煙対策の技術的な相談

事業所における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。(必要に応じて実地指導も実施)。

【相談ダイヤル】 ☎050-3537-0777

【HP】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先(令和元年度)】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

③ 受動喫煙対策に関する測定機器貸出(たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与)

(厚生労働省委託事業)

職場環境の実態把握を行う際の支援として、デジタル粉じん計と風速計の無料貸出しを行います。必要に応じて、測定方法の説明も行います。

【専用ダイヤル】 ☎03-3635-5111

【HP】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-36014/>

【事業委託先(令和元年度)】 柴田科学株式会社

④ 職場での受動喫煙対策に関する財政的支援・相談支援

中小事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費等の経費に関して助成を行っています。

【相談・申請窓口】 富山労働局 健康安全課 ☎076-432-2731

⑤ 生活衛生営業を営む事業者の方への助成金の相談

上記の助成金の対象にならない(労働者災害補償の適用対象外となっている事業者(いわゆる「一人親方」))事業者への助成を行っています。

【相談・申請窓口】 全国生活衛生営業指導センター ☎03-5777-0341

富山県生活衛生営業指導センター ☎076-442-0285

飲食店の経過措置について

経営規模の小さい既存の飲食店は、経過措置として「店内での喫煙可」とすることが可能です。

その場合は、保健所への届出が必要です。

届出書は、富山市のHPよりダウンロードできます。

富山市からのお知らせ

2020年4月1日以降、受動喫煙対策について電話や訪問等で確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※この案内は、NTTタウンページデータに基づき、ご案内させていただいています。

飲食店・事業者 のみなさまへ

事務所・オフィス、工場、ホテル・旅館、飲食店 など

多くの人を利用する施設は
2020年4月1日から



屋内禁煙



になります。

皆さまのご協力をお願いいたします。

改正健康増進法が2020年4月1日から全面施行され、喫煙ルールが変わります。
望まない受動喫煙を防止するために、ご理解とご協力をお願いいたします。

第一種施設

屋内・敷地内ともに 原則禁煙 (2019年7月1日より施行)

ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所がある場合は、その場所でのみ喫煙をすることができます。



学校



病院



幼稚園・保育園 など

第二種施設

原則屋内禁煙 (2020年4月1日より施行)

ただし、屋内でも基準を満たした喫煙専用室やホテル・旅館等の客室、法律に基づく届出済の小規模飲食店では喫煙をすることができます。



飲食店



オフィス



工場



ホテル など

受動喫煙対策のための喫煙専用室の設置について
条件を満たす事業主が利用できる財政支援制度があります。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

中小企業の事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。



喫煙所
SMOKING AREA

くわしくは、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、様々なルールの遵守が必要となります。

1

屋内での喫煙には、基準*を満たした喫煙専用室の設置が必要です

※「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(次のA～C)」を満たすこと

- A** 出入口における室外から室内へ流入する空気の気流(風速)が0.2m/秒以上であること
- B** 壁、天井等によって区画されていること
- C** たばこの煙が屋外に排出されていること



喫煙専用室・喫煙室の基準を満たしていることがわかる書類を保管することが必要です。

2

喫煙エリアは、20歳未満の人は立入禁止です

受動喫煙による健康被害が大きい20歳未満の人を、喫煙できる場所に立ち入らせてはいけません。

(店舗の従業員や配送作業の方なども含まれます)

規制対象外の場所でも喫煙をするときは、周りの人にたばこの煙を吸わせないように配慮する義務があります。



3

施設に喫煙専用室がある場合は、標識の掲示が必要です

店舗や施設の入口および、喫煙専用室の入口には標識の掲示が義務付けられます。

標識の例



飲食店の経過措置について

右記のすべてにあてはまる飲食店は経過措置として「店内での喫煙可」とすることができます。

※保健所への届出が必要です。

- ①2020年4月1日時点で営業している
- ②資本金または出資の総額5000万円以下
- ③客席面積が100㎡以下

もっと詳しく知りたいときは

なくそう！望まない受動喫煙。(厚生労働省)

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>



喫煙場所以外で喫煙をしたり、施設の管理者が改正法の義務に違反すると、罰則が科せられることがあります。多くの場合、まず指導が行われますので、指導内容に従い、改めるようお願いいたします。

違反した施設管理者等には最大50万円の過料が科せられる場合もあります。

内容に関するお問い合わせ先

富山市保健所 地域健康課 健康係
TEL (076) 428-1153

<受付時間>
平日8時30分～17時
(土・日・祝日を除く)

富山市 受動喫煙対策

検索